第三者評価結果

A-1 保育内容

第三者評価結果

A-1-(1) 保育課程の編成

【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

а

〈コメント〉

全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しています。保育を進める上で原点となる「保育所保育指針」を職員に配布しています。

保育指針の主旨の把握がまだ十分とは言えず、「全体的な計画」への反映も十分考慮できていない状況です。法人の理念、保育の方針や保育目標をもとにして「全体的な計画」を作成しています。子どもの心身の発達状況や個々の保育時間、育ってほしい姿を組み入れており、作成にあたっては園長が原案の計画を作成しております。原案をもとにその内容を各クラスの職員が検討し全職員が協議して最終的な当年度の「全体的な計画」が作成されています。年度末には評価や反省、見直しを行い次年度の「全体的な計画」が作られています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

-

〈コメント〉

子どもたちの生活にふさわしい場所であり、子どもが心地よく過ごせる環境整備については当園を建てるにあたって設計の原点となっています。室内の温度、湿度、換気、採光、音等を始め、園外の風景も極力取り入れた環境が整備されています。

園内の空間づくりにおいても園舎内の限られた空間を最大限に生かし、床や壁面は温かみのあるの木材をベースに、天窓も取り入れ明るい雰囲気があり、広がりとなっております。家具や遊具の配置や収納の仕方も使いやすく、玩具も子どもが取り出しやすくなっており、食事や睡眠のための生活空間も過ごしやすい工夫をしています。設備や用具、寝具の衛生管理もきちんと行っており、特に手洗い場、トイレは明るく清潔で子どもが利用しやすいような設備を整え、安全への工夫もされています。園庭は人工芝で緩やかな坂を取り入れた構造で遊べるようになっており、砂場も設け遊びの工夫がされています。

【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

〈コメント〉

一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っています。子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重しています。一人一人の子どもの受け入れについては、子どもを取り巻く環境に配慮することを大切に保育を行っています。子どもの家庭環境や発達過程、生活リズム等の個人差の配慮については指導計画の"保育者の援助"欄に記入して職員会議、クラス会議などで共通理解をして接しています。

自分を表現することが十分できない子どもには手を握ったり、抱っこしたり、抱きしめたりと安心できるように接し、落ち着くまで見守るようにしています。職員体制が手厚く、十分に対応できているので子どもの受け入れを大切に保育をしています。生活場面により急かすような言葉をかけてしまう時もあり十分ではありません。

【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

〈コメント〉

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう 配慮しています。子どもが基本的な生活習慣を身につけていけるような取り組みや配慮を積極的 に行っています。歩けるようになったらおまるに座わり排泄に慣れるようにしており、1歳児でも自立 している子どももいます。着脱への援助については保護者に着脱しやすい衣類を着るよう依頼をす る等、生活習慣の自立へと働きかけています。

活動と休息のバランスについては個人差があるため家庭との生活リズムの違いを声掛けしており、特に5歳児は小学校へ向けた取り組みとして年末頃から昼寝を無しにしています。子どもの年齢や個々の状況に応じて取り組みをし、必要な生活習慣を身につけることができるよう援助をしています。

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

〈コメント〉

子どもが主体的に活動できるような保育の取り組みについては、園の保育の方針の一つでもありとても大切にしている保育の活動内容です。0歳児、1歳以上から3歳未満児、3歳以上児と発達段階により設定違いますが、子ども自らが手にとれるよう玩具の置き場、収納について配慮しています。全クラスの職員が楽しい気持ちで保育しており、正職員、パート職員と分け隔てなく職員同士の関係も良好で、笑顔が多く見られます。子どもへの声掛けも子どもが自分からできるような配慮をしています。子どもが自ら興味や関心が持てるようにし、例えば家庭から持ち寄ったトレーやペットボトル、広告などの廃材で自分から制作ができるようにしています。子どもが活動を躊躇している場面では、自ら行動を起こすような声かけをするなどしています。子どもの生活と遊びを豊かにするような保育を展開しています。

【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

〈コメント〉

適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮していまする。0歳児の保育においては一人一人の発達が月例によって違い、また生活リズムも違うことから個別配慮を最も大切にしています。日々の子どもの健康状態は保護者との連絡帳により体温、睡眠時間、食事、排便、機嫌などを確認しています。

健康状態を見て戸外活動や室内活動を取り入れています。室内遊びでは音の出る玩具、個別プールの水遊び、簡単な制作などを行い遊びの工夫をしています。玩具を口に入れる場面が多いので、玩具消毒を行い衛生にも配慮しています。発達に応じた離乳食、歩行が始まるとおまるに座るなどの発達への促しも行い環境の整備、内容に配慮した保育を工夫しています。

【A7】 A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。1歳以上3歳未満児の保育については、この年齢の発達の特徴である自我の育ちを支える保育を大切にしています。排泄が自立してくる年齢のため、トイレットトレーニングには十分配慮しています。登園後、食事前、午睡後など一日の生活の流れに合わせてトイレへの促しをしています。保育室のすぐ隣にトイレがあるため、個別配慮にも援助しやすい環境にあります。

身体活動も活発になってくる時期なので、園庭遊びや散歩に加えて室内でも階段を使って大きいクラスに行くなど部屋から出て活動できる保育活動を工夫しています。この活動は大きいクラスの子どもとの異年齢保育にもなっています。"ヤダヤダ""じぶんで"となる場面では個別対応をして自我の発達を配慮した保育を行っています。保護者とは連絡帳をもとに送迎時のやり取りをして家庭との連携を図っています。

【88】	A-1-(2)-7	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に
		展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方
		法に配慮している。

а

〈コメント〉

3歳から就学までの保育は個人差もありますが基本的な生活習慣の自立の下で、保育環境を整備し園目標でもある主体的な遊びと集団的な関わりができるような保育を行っています。3歳児は集団の中でままごとやパズル遊び等手先を使う遊びも多くし興味、関心持てる活動をしています。4歳児はブロック、ままごとやゲーム等クラスの中で自分の力を発揮出来る集団遊びを取り入れています。

5歳児は細かいブロック、ままごと遊びのエプロンで花結びをする等手先を沢山使う玩具遊び、字への関心が持てる活動もしています。運動会、遊戯会など友達と協力して1つの事をやり遂げられる様活動しています。全クラス絵本を大切にしているので異年齢保育では大きい子は小さい子に絵本を読んであげたり、英語にも親しめる様幼児組は外国人による英語教室を月2回、又体操教室も月1回行っています。得意不得意がある中で、一人ひとりが主体的に輝ける場を設けています。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備 し、保育の内容や方法に配慮している。

b

〈コメント〉

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しています。障害のある子どもの受け入れについては認定されている子どもは、今年度はいませんが受け入れる体制は整っています。身体的な障害児が2階の保育室に行けるようエレベータの設置をしています。保育士は研修を受け障害児を受け入れる知識や配慮について学んでいます。

認定をまだ受けていませんが配慮が必要と思われる子どもへの対応は、法人の相談機関と連携をとっています。一人ひとりの発達状況に配慮した指導計画はクラスの指導計画とあわせ計画されて、園全体で確認して子どもの状況を伝え合うことをしています。保護者とのやり取りの中で、園が障害であると確認しあうまでには至らない現状があり、保護者と園などとの共通認識・情報共有が課題となっております。

障害のある子どもの利用はありませんが、安心して園生活ができるよう保育室などの物的環境や職員体制で受け入れる環境体制を整備しています。

【A10】A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。長時間保育のための環境づくりについては、子ども達は一日の疲れも出てくる時間なのでゆったりと穏やかに過ごせることを大事にしています。迎え時間により子どもが少なくなっていくので合同保育の保育形態をとり子どもが不安にならないように配慮しています。

保育士はシフト制になっているため、遅番職員に引き継ぐ際には連絡漏れのない様に、連絡事項のノートをもとにして保護者にその内容を伝えています。又保育時間が長いので途中で水分補給を行っております。

閉所時間は午後8時30分となっておりますが、現在では閉所まで利用する子どもはいません。

【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

〈コメント〉

小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。小学校との連携や就学を見通した計画については5歳児の年間計画に「地域小学校との連携」の指導計画があります。

年度の初めは小学校の周辺を散歩に出かけ、学校という場所に親しみを持つ機会を作り、その後1、2年生と交流が始まります。1、2年生のクラスと体育館でグループになりゲームをするなど交流や運動会見学を行っています。

保育園の卒園式には1年生に来てもらいお祝いの言葉をかけてもらっています。園長会と校長との会議もあり、学校に行っても困らないように牛乳の量を学校に合わせていく等意見交換をしています。「保育所児童要録」を作成していくにあたっては園長の責任の下に関係する職員が関わり保育所児童要録を作成して送付していますが配慮が必要な場合は直接話して就学へと繋げています。

A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-(1) 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

〈コメント〉

子どもの健康管理を適切に行っています。子どもの健康管理に関するマニュアルとして法人の「保育園における清掃・衛生ガイドライン」、園の看護師が作成した「保育園での保健衛生基礎知識」があり全職員に配布され保育園の指針となっています。

全体的な計画にも明記して、それに基づいて子どもの心身の健康管理を行っています。子どもの 怪我や体調変化については保護者と連絡を取り合い連携をとり子どもの健康管理に繋げ事後に ついても確認をしています。

予防接種の状況は日々やり取りしている健康カードによって、保護者から必要な情報を得ています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については0歳児は5分、1歳児は10分、2歳児は15分毎に呼吸の確認をしています。園外の研修参加や園内研修を行い、知識得る取り組みを行なっています。家庭や職員間と連携を取り合い、子どもの健康管理を適切に行っています。

【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。

а

〈コメント〉

健康診断、歯科検診実施については年2回の健康診断、年1回の歯科検診を行っています。その結果は園内の健康記録表に記録されるとともに職員に伝えています。診断結果は保護者に紙面にて伝えていますが、気になる診断結果の子どもに対しては看護師が直接口頭で保護者に伝えています。この結果を有効に保育に反映されるように保健に関する保育活動を行っています。

「保健指導計画」の取り組みとして、具体的には日々の歯磨き指導や月1回、自分の体に興味を持つ事を目的にした健康集会を行い、健康に関する内容を子どもたちに知らせています。又、保護者に知らせることにより子どもの健康管理の目安としてもらい家庭での生活に役立っています。

その他にも幼児の尿検査や4歳児は聴力検査、視力検査を行い健康の確認をしています。この 結果を保護者に知らせ健康管理の活用に繋げ、園での記録に残して保育に反映しています。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

〈コメント〉

アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っ ています。

アレルギー疾患については「アレルギー緊急対応マニュアル」をもとに子どもの状態に合わせ対応を行っています。入園の面接でアレルギー疾患がある場合は症状確認、除去が必要な食品の確認等、医師の指示の下、保護者と連携し保育を進めています。食事の提供時は誤食を防ぐため専用のトレー、別色の食器を使用しています。座る位置も配慮し、他児の食べこぼしを誤食しないような対応をしています。万が一誤食をして症状が出た場合に備え、即座に対応できるように「緊急時の役割分担表」があります。

アナフィラキシーを起こす症状が出る子どもの場合には医師の指示のもとエピペンを預かり、万が一の場合に備える体制をとっています。慢性疾患の場合も同様に医師の指導の下、配慮した保育を行い、必要に応じて医師の指示書、投薬申請書をもとに投薬の対応もできるシステムとなっています。職員は研修を受講して必要な知識、情報、技術を得ています。

A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

а

〈コメント〉

食事については「全体的な計画」「指導計画」をもとに「年間食育計画書」のマニュアルを作成しています。子ども達が楽しく落ち着いて食事がとれるように机と椅子の高さも考慮し、子どもの発達に合わせた食事の援助や声掛けをしています。食具は磁気食器を使用して環境にも配慮されています。

個人差や食欲にも応じて量の加減をし、全部食べられたという達成感が味わえ楽しい気持ちで食事ができるように職員が配慮しています。好き嫌いのある子どもに対しても同様に、少しでも食べられるような声掛けをしますが無理強いはしていません。

子どもが食に関心が持てるように野菜を育て収穫をして食べ物に触れたり、体との関係を話し栄養の話をしたり毎日栄養士が各クラスを回り喫食状況を確認しています。保護者に対しても献立表、給食便りの配布、献立のサンプルの展示、献立メニュー紹介など家庭と連携をとり食事が楽しく食べられるような工夫をしています。

【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

〈コメント〉

子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しています。食事の提供については、子どもの発育状況に応じて調理、保育者、保護者と相談して献立作成を考慮して、おいしく食べれる工夫をしています。

節句、七夕、十五夜、クリスマス、お正月等の行事食や誕生日メニュー、季節感のあるメニューなどを提供しています。

おはぎ作り、おにぎり握り、スイートポテト作り等のクッキング保育も取り入れています。毎日栄養士が各クラスを巡回して食事の様子を見たり、子ども達と献立に関する話をしたりして子ども達との関わりを持つ機会となっております。

安心して食事提供するために「衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理の体制ができており、衛生管理が適切に行われ安心して食べることができる食事の提供をしています。

A-2 子育て支援

第三者評価結果

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を 行っている。

.

〈コメント〉

子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っています。登園時には保護者から子どもの様子などを聞き、降園時には保護者に一日の活動内容やエピソード、体調など子どもの園での様子を伝え、日常的に家庭との連携を図っています。その際、申し送りノートを活用して漏れのないように注意しています。

個人面談や保護者会など、様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援しています。保護者には保育参加等の機会も設け、保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得るようにしています。

家庭の状況や保護者との情報交換の内容を必要に応じて個人面談ノートや園長ノートに記録し、内容によっては職員会議で伝え、職員間で情報共有しています。健康チェックの中に「伝達事項」欄があり、保護者から聞いたことなどを書き込めるようになっており、大事な事柄については赤字で書くようにしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

〈コメント〉

保護者が安心して子育てができるよう支援を行っています。毎日の送迎時など保護者と接する時などはコミュニケーションを大切にして、努めて保護者との信頼関係を築くように取り組んでいます。

いつでも保護者からの相談に応じる体制は整えています。送迎時などの保護者の言葉や行動、 様子などから、いつもと違うと感じた時は、園長や保育士が積極的に、さり気なく声掛けをしています。その声掛けがきっかけで相談になる場合もあります。

保護者が安心して相談できるように他の保護者の目に触れないように配慮しています。相談という形でなく日頃の育児や生活についての不安などを聞いてあげることで元気になる保護者もいます。

【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

〈コメント〉

家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。

保育士は虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、朝の登園時は視診により、匂いや服装など子どもの心身の状態を観察しています。着替え時にも傷などがないか身体を観察しています。保護者ともコミュニケーションを大切にし、いつもと違う時は声掛けをする等気を付け、保護者の支援も行っています。

虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議しています。「グローバルキッズ 危機管理マニュアル」の中に虐待防止についてのマニュアル記載があります。マニュアルにもとづく職員研修を全員に実施しています。さらに、職員全員による虐待などの権利侵害の予防が期待されます。

児童相談所、区役所、子ども支援センター等の関係機関と連携を図っています。

A-3 保育の質の向上

第三者評価結果

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

а

〈コメント〉

保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。年間保育計画を踏まえての週案、月案には評価・反省欄があり、保育士は必ず記載して園長が目を通しています。

期別、年度末のカリキュラムの評価での自己評価とクラス評価は記録や職員間の話し合い等を通して、自らの保育実践を振り返っています。その際、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの意欲や取り組む過程、心の育ちにも配慮しています。

職員間の話し合いを通して、互いの学び合いや意識の向上になっており、組織的、継続的に保育の改善や質の向上につなげています。また、年1回の園長面談で、1年間の保育実践の振り返りや課題等を明確にし、次年度に向けての改善と専門性の向上に取り組んでいます。